平成２２年（フ）第９３３号
千葉市中央区港町12番25号ダイアパレスポートアネックス千葉902号
債務者　野田香代子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９９５号
千葉県船橋市七林町437番地43
債務者　田村　孝之
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１００１号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番17棟108号
債務者　池田　福惠
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３１号
千葉県山武市本須賀14番地150
債務者　宮崎　浜次
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３２号
千葉県山武郡九十九里町片貝3534番地
債務者　佐藤　望美（旧姓越川）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４１号
千葉県香取郡多古町飯笹1093番地210
債務者　篠塚里和子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４３号
千葉県旭市琴田2345番地
債務者　菅谷　　清
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４９号
千葉県山武郡九十九里町片貝982番地４
債務者　黒澤　美里（旧姓加瀬）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第７４号
鹿児島県出水市西出水町106番地３
債務者　平野　幸久
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
鹿児島県出水市緑町35番11号　チェリーハイツ106号
債務者　向江　敏章
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
鹿児島県出水市野田町上名6228番地　熊陳Ａ団地５棟20号、旧住所鹿児島県出水市上鯖渕1026番地１　サンライフ仲201号
債務者　谷村　隆二
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
鹿児島県出水市野田町上名5933番地、前住所鹿児島県出水市野田町下名5266番地162
債務者　江良　真一
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
鹿児島県阿久根市塩鶴町２丁目51番地　市営鶴見タウンＡ棟103号
債務者　福浦　　悟
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
岩手県奥州市胆沢区若柳字西風418番地
債務者　内田　雅盛
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４７２号
岩手県一関市関が丘110番地　県営関が丘第２アパート１―112
債務者　作山　慶子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４７６号
岩手県九戸郡洋野町大野第55地割26番地２
債務者　權谷　久美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４８３号
岩手県和賀郡西和賀町小繋沢54地割５番地１
債務者　髙橋加奈恵
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４８８号
岩手県釜石市大渡町３丁目９番３号
債務者　金　　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部